

# 船舶事故調査報告書

令和5年6月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年1月14日 06時00分ごろ
発生場所	宮城県女川町指ヶ浜漁港南方沖 女川港北防波堤灯台から真方位024° 2.1海里付近 (概位 北緯38° 28.2′ 東経141° 29.0′)
事故の概要	漁船第十一大三丸 <sup>だいさん</sup> は、東進中、沖のブイに無人で係留中の小型兼用船 <sup>ひさ</sup> 久丸と衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十一大三丸、7.3トン MG2-5490（漁船登録番号）、個人所有 B 小型兼用船 久丸、2.0トン MG3-40208（漁船登録番号）、個人所有 第210-34313号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B マスト左舷側に曲損、左舷舷縁に割損、電装品等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m、潮汐 下げ潮の末期 常用薄明時刻：06時21分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、養殖いけすに向けて手動操舵で東進中、船首方の沖のブイに無人で係留中のB船を認めていたものの、B船まではまだ距離があると思い、操舵区画内の飲み物を探すことに意識を向けていたところ、B船と衝突した。 A船は、本事故後、指ヶ浜漁港に戻り、船長Aの家族は、船長Bに対し、B船と衝突した旨の連絡を行った。 B船は、船首を北西方に向け、無人の状態ですら船首部を沖のブイに係留していたところ、A船が衝突して転覆した。 B船は、所属の漁業協同組合の僚船によりえい航されて指ヶ浜漁港に陸揚げされた後、修理された。
分析	A船は、養殖いけすに向けて東進中、船長Aが、船首方の沖のブイに船首を北西方に向けて無人で係留中のB船を認めた際、B船まではまだ距離があると思い、操舵区画内の飲み物を探すことに意識を向けて航行を続けたことから、B船に接近していることに気付かず、B船

	<p>と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、沖のブイに無人で係留中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A船が養殖いけすに向けて東進中、船長Aが、船首方の沖のブイに船首を北西方に向けて無人で係留中のB船を認めた際、B船まではまだ距離があると思い、操舵区画内の飲み物を探すことに意識を向けて航行を続けたため、B船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船者は、他船に進路を向けて航行中、特定の対象だけに意識を向けることなく、進路方向にも常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>